

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施要領

制 定 令和4年1月24日付け3農産第2600号-1

最終改正 令和5年3月30日付け4農産第5450号

農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業の実施については、新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業費補助金交付等要綱（令和4年1月21日付け3農産第2597号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体等

- 1 交付等要綱第4の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる者から農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより、選定を行うものとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で農産局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第5の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式第1号を併せて農産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

- 4 事業実施主体の選定基準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応募書類の内容が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 応募書類において事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の内容で本事業以外の農林水産省又はほかの省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

(6) 米穀の生産、流通、販売等に関する知識及び人的ネットワークを有すること。

5 事業実施主体は、別表に掲げる取組を行う事業者（以下「事業実施者」という。）の取組への支援を行う。

6 事業実施主体は、事業実施者の募集に当たっては、米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26生産第3466号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する周年供給・需要拡大支援（以下「周年事業」という。）により支援を受けて取り組む長期計画的な販売に係る令和2年産米を保管している集荷業者・団体（以下「集荷団体」という。）から選定するものとする。

第3 事業実施者の取組内容等

1 対象米穀

事業の対象となる米穀は、上限を15万トンとし、周年事業による支援を受けて長期計画的な販売に取り組んでいる令和2年産米のうち、周年事業による支援から本事業による支援に移行することについて、集荷団体と周年事業により支援を受けて取り組む長期計画的な販売に係る契約相手方との間で合意されたものであって、市場に影響を及ぼさないよう集荷団体と実需者等が連携して新たに長期計画的な販売を行うものとする。

2 取組の内容等

事業の対象となる事業実施者の取組の内容、補助対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

3 取組の着手

事業の対象となる事業実施者の取組は、第8の2(3)に基づく事業実施主体による事業実施者への交付の決定の通知後に着手された取組とする。

ただし、別表の1の長期計画的な販売に伴う保管の取組については、令和3年度の周年事業の支援開始時期を引き継ぐものとし、周年事業により支援を受けて取り組む長期計画的な販売に係る販売契約締結日の属する月の翌月又は令和3年4月のいずれか遅い月を支援開始時期とする。

また、別表の2の販売促進の取組について、事業実施者による早期の取組の実施が事業目的の実現のために必要な場合においては、令和3年度補正予算が成立した令和3年12月20日以降の取組に限り、事業実施主体による交付の決定の通知前に着手することができる。

この場合にあつては、取組ごとに着手年月日を整理するものとし、事業実施主体による交付の決定の通知を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で取組を行うものとする。

第4 補助対象経費

事業の対象となる事業実施者の取組に係る経費は、別表に掲げる経費であつて、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、その経理に当たっては、別表に掲げる費目ごとに整理するとともに、ほかの事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 国等のほかの補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 事業実施主体、事業実施者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費（第3の3の規定に基づき交付の決定の通知前に着手した場合の経費を除く。）
- (3) 取組の期間中に発生した事故又は災害のための経費

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年3月31日までとする。

第6 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、交付等要綱第5の規定に基づき、別記様式第2号により事業実施計画を作成し、交付等要綱第7に基づく交付申請書に添付するものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、ほかの者に本事業の一部を委託して行わせる場合、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式第2号の7の「(1) 事業実施主体」の「事業の委託」の欄に記載することとする。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

3 事業の着手

事業の実施については、交付等要綱第9に基づく交付の決定の通知（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、早期の事業の実施が事業目的の実現のために必要な場合については、令和3年度補正予算の成立した令和3年12月20日以降に限り、交付決定前に着手することができる。

この場合にあつては、取組ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

第7 事業の成果目標

事業実施主体は、事業実施者である集荷団体が実需者等と連携して、市場に影響を与えないよう、長期計画的な販売を基本とし、既存用途以外の販路拡大及び既存需要の拡大の取組により需給の安定に向けた市場の環境整備に貢献していることを検証できる成果目標を設定する。

第8 事業の実施

1 実施規程の作成

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、交付等要綱第5の規定に基づき、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を定めた実施規程を作成し、交付等要綱第7に基づき交付申請書に添付するものとする。

ただし、実施規程を変更する場合は、別記様式第3号により農産局長の承認を得るものとする。

- (1) 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告
- (3) 交付決定及び補助金の額の確定
- (4) 申請の取下げ
- (5) 取組実施計画の（変更）承認等
- (6) 補助金の支払
- (7) 交付決定の取消し
- (8) 補助金の経理
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

2 事業の実施に関する事項

(1) 公募、審査及び採択

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、事業実施者を公募により採択するものとする。公募選考委員会は、取組の実施を希望する者から提出された課題提案書の内容が適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施者を公募するごとに、公募選考委員会を開催するものとし、審査結果（案）について、別記様式第4号により農産局長に提出し承認を得るものとする。

(2) 交付申請及び取組実施計画の作成

事業実施主体は、農産局長による承認のあった課題提案書の作成者に対して、実施規程に定める交付申請書及び取組実施計画を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。事業実施主体は、提出された取組実施計画の内容が承認を得た課題提案書の内容と整合がとられていることを確認した後、取組実施計画を取りまとめ、別記様式第5号により農産局長に報告するものとする。

(3) 交付決定

事業実施主体は、(2)で提出された交付申請書及び取組実施計画を確認した後、交付決定を行うものとする。

(4) 取組の進捗管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者における取組の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

(5) 取組の実施結果報告及び額の確定

事業実施主体は、事業完了後、事業実施者に取組実施状況報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるとともに、完了検査を行い、額を確定させ、確定額に基づき支払いを行う。

第9 事業実施状況の報告及び成果の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了後1か月を経過した日又は事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第2号により事業実施状況報告書を作成し、交付等要綱第18に基づく実績報告書に添付するものとする。

なお、農産局長は、必要に応じ、事業の実施期間の年度の途中に、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業が完了した日の属する月の末日から2か月以内に別記様式第6号により事業成果状況に係る報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。

3 指導監督

農産局長は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

第10 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月24日から施行する。

附 則（令和4年4月1日3農産第3903号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日4農産第5450号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

事業実施者の取組内容	補助対象経費 (費目)	補助率	経費の内容等
<p>1 長期計画的な販売に伴う保管の取組 2の長期計画的な販売・提供に伴う対象米穀の保管（令和9年3月31日までに販売するものに限る。）</p>	<p>対象米穀の集約及び保管に係る経費</p>	<p>定額 (10/10相当)</p>	<p>新たに長期計画的な販売を行う事業の対象米穀に係る保管経費等であり、米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知。以下「周年実施要領」という。）別表の1の「周年安定供給のための長期計画的な販売の取組」及び「周年供給特別支援の取組」に係る「補助対象経費」及び「助成単価・補助率」と同様とする。ただし、その経費の額については、定額（10/10相当）を上限とする。</p>
<p>2 販売促進の取組 (1) 中食・外食事業者等への販売促進 集荷団体と実需者等が主食用米市場に影響を与えないように連携して新たに行う中食・外食事業者等への対象米穀の長期計画的な販売促進の取組（令和9年3月31日までに販売するものに限る。）</p>	<p>主食用米市場に影響を与えないよう新たに行う中食・外食事業者等への対象米穀の長期計画的な販売促進の取組に要する経費</p>	<p>定額 (対象米穀の価格の1/2以内)</p>	<p>事業実施者と買受事業者（卸等）との間で締結した対象米穀に係る売買契約に基づく、事業実施者から買受事業者（卸等）に支払われる対象米穀の販売奨励金とする。 ただし、その経費の額については、対象米穀の価格の1/2を上限とする。 対象米穀の価格は、事業の対象米穀の価格であり、その単価は、集荷団体が買受事業者（卸等）と周年実施要領別表の1の「周年安定供給のための長期計画的な販売の取組」及び「周年供給特別対策の取組」に係る個別契約で定めた単価、本事業に係る売買契約の販売単価又は当該産地品種銘柄の令和2年産の相対取引価格（販売奨励金を支払った時点で公表されている通年平均）のいずれか低い額</p>

<p>(2) 子ども食堂等の生活弱者への提供 対象米穀を子ども食堂、学童保育、保育園等に提供する取組（令和9年3月31日までに提供するものに限る。）</p>	<p>子ども食堂等への対象米穀の提供に要する経費</p>	<p>定額 （実費相当額）</p>	<p>とする（以下本表において同じ。）。</p> <p>事業の対象米穀を子ども食堂等に提供するために、事業実施者から買受事業者（卸等）に支払われる提供奨励金とする。</p> <p>ただし、その経費の額については、対象米穀の価格、とう精・加工経費（包装代を含む。）及び通信運搬費（郵便代、運送代等）の合計額を上限とする。</p>
--	------------------------------	-----------------------	---

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度 (月～ 月)

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業 員数	資本 金	年間販 売額	主要事 業	備考

(注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程 (又はこれに準ずるもの) 並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

別記様式第2号（第6及び第9関係）

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施計画（事業実施状況報告書）

事業担当者名及び連絡先	団体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	〒 所在地	
	電話番号	
	E-mail	
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	
	E-mail	

1 事業の目的

(事業の背景となる米の需給状況の分析等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)

2 事業内容・実施方法

(支援事業の対象となる新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少に相当する分の決定方法、集荷団体と実需者等が連携して新たに行う長期計画的な販売に伴う保管及び販売促進の取組等推進方法や支援事業の実施方法を具体的に記載してください。)

3 事業の実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 事業の成果目標

(今般の取組(既存用途以外の販路拡大、既存需要の拡大等)により需給の安定に向けた市場環境の整備に貢献していることを検証できる成果目標を具体的に記載してください。)

5 事業の成果・効果の検証方法

6 対象米穀の販売計画等

(千トン、億円)

		3年度	4年度	5年度	・・・	最終年度	計
長期計画的な販売に伴う保管	保管数量						
	保管経費						
中食・外食事業者等への販売促進	販売促進数量						
	販売促進経費						
子ども食堂等の生活弱者への提供	提供数量						
	提供経費						
販売促進・提供数量合計							
経費合計							

注1：保管数量欄は、別表の1の長期計画的な販売に伴う保管に係る各年度末の保管数量を記載すること。

注2：保管経費欄は、別表の1の長期計画的な販売に伴う保管に係る各年度の国庫補助金の額を記載すること。

注3：販売促進数量欄及び販売促進経費欄は、別表の2の(1)中食・外食事業者等への販売促進の取組に係る各年度の販売促進数量及び国庫補助金の額を記載すること。

注4：提供数量欄及び提供経費欄は、別表の2の(2)子ども食堂等の生活弱者への提供の取組に係る各年度の提供数量及び国庫補助金の額を記載すること。

7 経費の負担区分等

(1) 事業実施主体

区分	事業費	負担区分			事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体	その他		
	円	円	円		(1)委託先 (2)委託する 事業の内 内容及び当 該事業に 要する経費	
計						

(注1) 区分欄には、別表の事業実施者の取組内容ごとに記載すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量等）を詳細に記載すること。

(注3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

(2) 事業実施者ごとの取組

事業実施者	区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			助成金	事業実施者		
		円	円	円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内 内容及び当 該事業に 要する経費	
	計					

(注1) この欄は、事業実施状況の報告時に記載すること。

(注2) 事業実施者欄には、事業に参加した事業者ごとに記載すること。

(注3) 区分欄には、別表の事業実施者の取組内容ごとに記載すること。

(注4) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

別記様式第3号（第8の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施規程の承認（変更の承認）
申請について

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施要領（令和4年1月24日付け3農産第2600号-1農林水産省農産局長通知）第8の1の規定に基づき、新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）別添として、新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施規程を添付すること。

別記様式第4号（第8の2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業に係る公募選考委員会による審査結果（案）の承認申請について

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施要領（令和4年1月24日付け3農産第2600号-1農林水産省農産局長通知）第8の2の規定に基づき、別添のとおり審査結果（案）の承認を申請する。

（注）別添として、審査結果（案）の一覧及び応募のあった課題提案書の写しを添付すること。

別記様式第5号（第8の2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業の取組実施計画の報告について

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施要領（令和4年1月24日付け3農産第2600号-1農林水産省農産局長通知）第8の2の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）別添として、採択した事業実施者の取組実施計画の一覧表、取組実施計画の写し及び周年事業の長期計画的な販売に係る契約相手方との間で周年事業による支援から支援事業による支援に移行することについて合意されたことが確認できる書類（合意書等）を添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名

新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業成果状況の報告について

令和〇年度に実施した事業に係る事業成果状況について、新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業実施要領(令和4年1月24日付け3農産第2600号-1農林水産省農産局長通知)第9の2に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標値を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要の分かる資料等を添付すること。